

学校施設のあり方に関する検討（現状と課題等）

学校施設のあり方に関する検討

4つの方向性(一部)			検討事項
多様な教育活動ができる 学習集団の規模の確保	適正規模	小学校：12学級から24学級（1学年あたり2学級から4学級） 中学校：12学級から18学級（1学年あたり4学級から6学級）	再編検討で具体化
	適正配置	小学校：おおむね4km、60分以内 中学校：おおむね6km、60分以内	
新しい時代の学びに対応 した教育環境の整備	連続性のある学びの推進	・小学校及び中学校の再編にあたっては、各々の学校規模を確保した上で、小中一貫教育の推進が図れるよう検討する	① 多目的スペース等 ② 学校図書館 ③ 教具（電子黒板等） ④ 防犯カメラの設置場所、目的の明確化 ⑤ ユニバーサルデザイン ⑥ 特別支援学級 ⑦ サポートルーム ⑧ 普通教室（ロッカー、机の大きさ含む） ⑨ 管理諸室（校長室・職員室・事務室） ⑩ 特別教室 ⑪ 校庭 ⑫ 地域利用スペース ⑬ 複合施設の配置や動線の考え方 ⑭ 管理運営方法の考え方 ⑮ 避難所として確保すべき機能 ⑯ 体育館
	新たな学びへの対応	・個別最適・協働的な学び、探究的な学びを支える学習形態とそれらに必要な設備・空間を確保する ・ICTを効果的に活用した学びの充実に向けた環境を整備する	
安全・安心、快適に過ごす ことができる施設の整備	学校施設の安全性の確保 と機能性の向上	・学校施設の老朽化対策については、校区の再編時期やコスト等を総合的に勘案し、効果的な整備方法を選択しながら、計画的に進める ・防犯カメラの設置などによる安全性の確保を検討する ・ユニバーサルデザインによる誰もが使いやすい施設を検討する	
	多様なニーズへの支援	・特別支援学級等の体制及び環境整備の充実を図る ・サポートルームの環境整備に引き続き取り組み、こどもたちの心の安定を図ることのできる学校づくりを進める	
	児童生徒、教職員が快適 に過ごせる学校施設	・多様な学習活動を展開しやすくするため、施設更新時に教室の面積の見直しを検討する ・職員の業務スペースとして、職場環境の向上を図る ・教室以外の児童生徒の居場所として、多目的スペースやオープンスペースを検討する ・荷物（教材等）の置き場所や机の適正化を検討する	
学校と地域の連携の充実	地域とともにある学校の 推進	・地域の自然、歴史、文化、産業などを「教材」とした学習や、地域で活躍する様々な人々と連携した教育活動を展開し、こどもから大人までが学び合い、学び続けることのできる生涯学習の視点を踏まえた学習環境の充実を図る ・学校運営協議会等の活動拠点となるスペースの充実を図る ・部活動の地域展開による学校施設利用のあり方（施設の利用方法、教職員に負担のかからない施設開放のあり方、利用エリアの分離によるセキュリティの確保等）を含めた様々な課題について検討を進める	
	学校環境の向上に資する 学校施設の複合化の検討	・他施設との複合化も検討する ・他施設と複合化を行う場合には、利用エリアや動線を分け、学校の安全管理に留意する	
	避難施設としての防災機 能強化	・施設更新時に、防災拠点として必要な設備を計画的に整備し、災害時に地域住民が安心して避難できる環境を確保する ・浸水想定区域など地域特性を踏まえ、水害時にも機能する避難所として、安全性と継続性を高める	

⑩特別教室

● 特別教室とは

- ・ 理科室、音楽室、美術室、家庭科室など、特定の教科や特別な授業のために専門の設備や道具を整えた専用の教室。
- ・ 教科によっては音やにおい、振動、埃を発するため、配置が集約されていることが多く、また、教材・教具・資料などを保管し、授業の準備、資材の作成、整理を行う準備室が併設されている。

● 現状と課題

- ・ 配管・配線を備えた固定式の実験台・調理台が複数設置されているため、空間の可変性が低く、全体での共有活動や個別の探究活動など多様な学習形態に応じたレイアウト変更が難しい。
- ・ 教科ごとに用途が明確に定められていることから、理科室は理科、音楽室は音楽といったように使用が限定されているため、理科の授業で行った実験結果を美術で表現する、技術の授業でプログラミングを行い家庭科の授業で使う道具を動かすといった教科横断的な学習を行う際、資材や道具の移動がスムーズに行えない。
- ・ また、稼働率の低さが課題となっており、空間が有効活用されていない。
- ・ 学校は災害時の避難所に指定されており、水道やガスを持つ家庭科室などは、炊き出しの拠点として重要な役割を担う。また、今後は部活動の地域展開に伴い、夜間や休日に地域クラブが活動する場所として、特別教室を地域へ開放していく必要がある。
- ・ 本市では、特別教室が棟別にまとめて配置されている学校もあれば、同一棟内に分散配置されている学校もある。また、専門の道具や薬品があるため普段は施錠管理がなされている。地域解放するためには、校舎全体の防犯を担保するためのセキュリティ対策が必要である。



● 基本的な考え方(他市の記載例)

(神奈川県小田原市)

- ・ 他の学習活動との共有や「タイムシェア」を行うことができるよう、実験・実習等を行う「活動エリア」と、「座学エリア」を分けて整備する。
- ・ 地域との協働・共創を促進できるよう、地域利用エリアと近接して配置し、連携・交流が生まれるような設えとする。

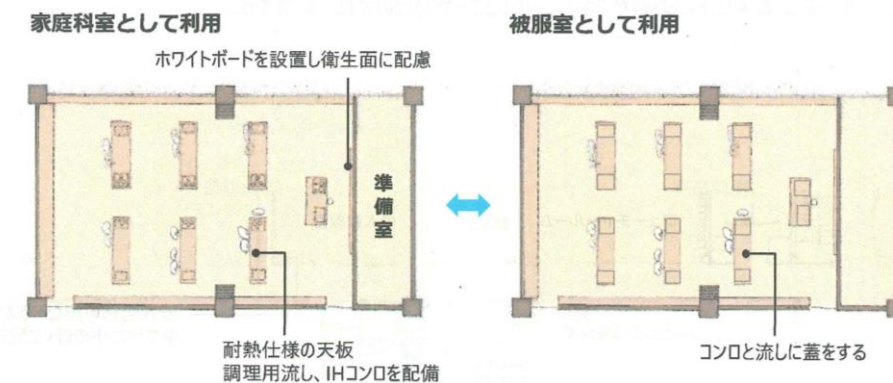
(東京都渋谷区)

- ・ 特別教室は、他の機能との兼用や地域での利用を想定したつくりとする。
- ・ 他の機能と兼用する場合は、家庭科室の流しやコンロ等に蓋をする等、様々に利用できるつくりとする。(家庭科室⇄被服室⇄多目的室利用等)

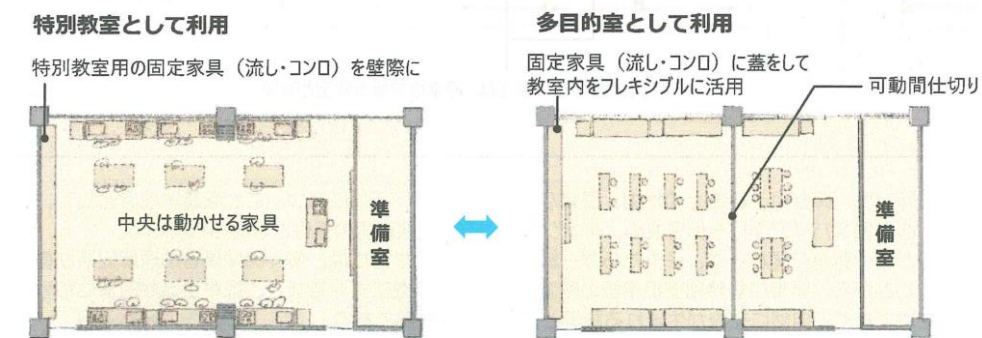
● 他市事例

事例① 特別教室の共用化(東京都渋谷区)

- ✓ 渋谷区では、学校施設の有効活用を図るため、特別教室の多機能化(兼用・共用)を検討している。
- ✓ 下の図では、特別教室用の固定家具を中央に配置し、家庭科室と被服室を兼用可能とした。



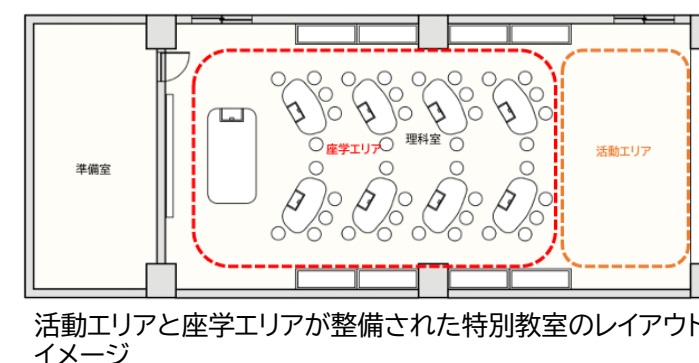
- ✓ 下の図は、特別教室用の固定家具を壁側に配置し、他機能(多目的室など)との兼用を可能とした例である。



出典:「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針～学校施設の未来像と建て替えロードマップ～」
(令和5年3月改定) 渋谷区教育委員会

事例② 授業時間外の特別教室の使い分け(神奈川県小田原市)

- ✓ 利用しない時間帯については、他の活動や会議室として利用する等の「特別教室等のタイムシェア化」を図り、特別教室の有効活用を検討している。
- ✓ 他の教科活動との共用や、多用途に活用できるよう、教具等の配置についても工夫している。



家庭科室の活動エリアを活用した地域活動のイメージ

実験・実習等を行う活動エリアのイメージ

出典:小田原市「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」(令和7年4月) 小田原市教育委員会

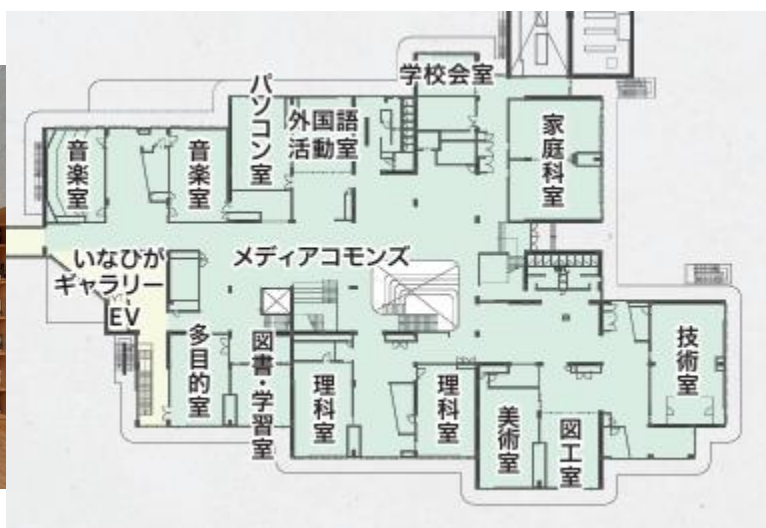
● 他市事例

事例③ 特別教室とメディアcommonsの連携(福岡県嘉麻市)

- ✓ 令和5年度開校の稲築東義務教育学校の新校舎は、3階建ての2階部分にメディアcommonsを配置した。
- ✓ オープンな図書スペースを中心に置いた児童生徒の集まる全学年の共有空間は、学校全体に活気と一体感をもたらしている。
- ✓ 図書スペースの周囲は理科室、音楽室、美術室等の特別教室が囲み、その間のオープンスペースは関連書籍などが置かれた教科ラウンジとして、特別教室へのゆるやかな連続性を持たせている。



2階メディアcommons。左が特別教室壁面のガラス窓。中央の教科ラウンジを挟み、右がオープンな読書スペース



特別教室が囲む2階メディアcommons



特別教室の壁面はガラス窓として視線が通る

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集
https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_kama_00001.html
 稲築東義務教育学校施設案内リーフレット

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 (令和4年3月)

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

①個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向け、柔軟で創造的な学習空間を実現する

iii)様々な教科等の教室の有機的な連携・分担による多様な活動の展開

- 特別教室を含む教室環境については、教科等の本質の学びとともに、教科等の枠組みを超えた実社会に生きる学びを実現するため、単一的な機能や特定の教科等に捉われず、教科の枠組みを超えた横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応できる学びの場としていくことが重要である。
- 具体的には、校内・屋外の様々な空間や異なる教科ゾーンと有機的に連携することが重要であり、異なる教科ゾーンを連携させ、より幅広い教科等横断的なゾーンとして機能させることも有効である。
- また、教科の意味を実感しながら体験活動や創作活動に主体的に取り組むことができるよう、教科等に対応した特別教室ゾーンをつくり、専門的で高度な学びを誘発するような空間としていくことも考えられる。教科教室型の運営方式の場合、教科教室や教科メディアスペース、小空間、教材室等からなる教科センターをつくるとともに、児童生徒の居場所を設けることも有効である。教科担任制の中学校や高等学校において、教科指導の充実を図り、教科の意味を実感しながら主体的に学習に取り組む姿勢を育てることができる。
- 1人1台端末環境等の整備に伴い、従来のコンピュータ教室や視聴覚教室については、学校種の違いや教科等の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、個人やグループで活用できる先端機器を導入するとともに、グループによるアクティブ・ラーニングを可能とするスペースを整備したり、発表やオンラインによる遠隔交流学习の場としたりするなど、他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら自由度の高い空間とすることが望ましい。

(創意工夫の例)

- 特別教室の一部を新しい学びを実現する創造的空間として整備
 (複数面のプロジェクタ付きスクリーン、可動式机・椅子など)
- STEAM教育など教科等横断的な学習に対応した特別教室の配置
- 教科学習の魅力を高める教科センター方式の採用
- コンピュータ教室と他の機能を組合せ、3D プリンタやロボット、映像編集が可能な高性能なPC 等を整備し、プログラミングラボ、デザインラボとして計画
- ホールや階段状の空間等において、映像を表示する壁面やステージ、プロジェクタ等を備えた発表・表現の場として使用

iii関係:高度な学びを誘発する創造的な教室



iii関係:専門的で高度な学びを誘発するラボ



小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

1 共通事項

(3) 特別教室は、教科等横断的な学習に柔軟に対応できるよう、教育内容・教育方法等に応じて複数の教科等での共用も考慮し、それらの教科等に必要な機能を確保できる面積、形状等とすることが重要である。

(4) 教科等横断的な学習のために各教科等の教員等が情報交換や打合せを行いやすい空間を計画することも有効である。

(5) 特別教室に付設される準備室は、教員の執務、実験・実習等の準備及び教材・教具等の収納、管理等に必要な面積、形状等とすることが重要である。

(6) 特別教室等は、クラブ活動や学校開放における利用を考慮し、面積、形状等を計画することが望ましい。

7 理科教室

(1) 実験用机及び必要となる各種設備について、学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。その際、実験に必要な機能を満たす実験用机の大きさ等について配慮することが重要である。

(2) 教員が演示実験を実施しやすいよう、教員の実験用机を児童から見やすい位置や高さに設置するよう計画することが望ましい。

(3) 日常的にICTが活用できるよう、無線LANやコンセントを計画することが重要である。

(4) ICT を活用した観察、実験の指導等を考慮し、大型提示装置等の導入について検討することが望ましい。

(5) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、分野別に分化させて計画することも有効である。

(6) 実験用机等を可動なものとし、水栓、流しその他の設備を室内周辺に配置する計画も有効である。

(7) 観察、飼育・栽培等のためのコーナー等の空間を、日照を得ることのできる位置に確保することが望ましい。

(8) 観察、実験等に用いる器具、材料、教材等を収納するための準備室を確保することが重要である。

(9) 準備室内に、薬品を安全に収納し管理することのできる空間を設けることが重要である。その際、地震等による薬品の落下及び薬品棚の転倒等が起こらないように計画することが重要である。

8 生活科のための施設

(1) 生活科の学習における児童の活動場所は、学校の全ての施設が対象となるため、学校施設全体を生活科の実施に対応する環境として計画することが重要である。

(2) 生活科教室や生活科のために準備する教材・教具等を集約配備する室・スペースを、低学年の学習空間の周辺に、他の学習関係諸室や屋外教育環境施設との役割分担や連携を考慮しつつ、計画することが重要である。

(3) 地域の社会環境、自然環境の実態や周辺の地域施設等との連携に配慮して施設環境について計画することが重要である。

9 音楽教室

(1) 大型の楽器を含め、学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状等を計画することが重要である。また、音楽の授業以外の学習活動にも対応することができるよう配慮することが重要である。

(2) 学習内容・使用楽器等の多様化や楽器の大きさなどを踏まえ、視聴覚教育メディアの設置及び保管並びに児童が日常的に利用する楽譜、楽器等の収納のための空間を利用のしやすさに配慮しつつ、確保することが重要である。

(3) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、機能に応じ、分化させて計画することも有効である。

(4) 良好な音響的環境となるよう空間の形状を計画し、遮音性能についても考慮することが望ましい。

(5) 児童による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設けることが望ましい。

(6) 準備室内に、視聴覚教育メディアの操作及び保管並びに多種類の楽器、小道具等の収納等のための空間を設けることが重要である。

(7) 音楽ホール的な雰囲気となるよう計画することや、小音楽ホールとして計画することも有効である。

10 図画工作教室

(1) 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。

(2) 収納、保管、展示、鑑賞等のための家具等を設置することのできる空間を確保することが重要である。

(3) 平面的な表現に係る学習空間と立体的な表現に係る学習空間は、それぞれ区分するとともに、必要に応じ一体の空間としても利用することのできるような室構成とすることが望ましい。

(4) 工作用の機械等を児童が安全に利用できるように動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。

(5) 十分な数の水栓、流し、水切り等を利用しやすいよう設置することのできる空間を確保することが重要である。

(6) 準備室内に、揮発性の高い塗料等の危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また、準備室内等に、製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

(7) 附随して、戸外に直接出入りすることのできる、流し等の設備を設けた活動空間を確保することが重要である。

11 家庭教室

(1) 編成する集団の数、規模等に応じ、設備、機器等を必要な間隔で適切に配置することのできる面積、形状等を計画することが重要である。

- (2) 必要に応じ、調理や被服に係る実習のための器材、道具、教材・教具等を収納できる空間を室内にコーナー等として計画することも有効である。
- (3) 2室計画する場合には、総合的な利用も考慮しつつ、実習内容に応じ、分化させることも有効である。
- (4) 食物に係る実習のための教室は、会食用机を配置できる空間を設けることも有効である。
- (5) 被服に係る実習のための教室は、作品を展示する空間を確保し、必要に応じ、住居に係る学習を行うことのできる空間を確保することが望ましい。
- (6) 教材等の準備、材料や用具、機器等の収納のための準備室を、実習のための教室に隣接して計画することが重要である。また、準備室内等に、必要に応じ被服に係る実習における製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

12 外国語活動室

- (1) 体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座って行う活動や発表の場としても配慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 机や椅子を設置する場合には、活動しやすい間隔で配置することができ、また、必要に応じ、周囲に寄せて、まとまったスペースを確保できるよう計画することが重要である。
- (3) 外国についての関心と理解を促すための資料等の展示、掲示等ができるスペースを確保することが重要である。
- (4) 室内に学習活動に用いる教材等を収納するための空間を確保することも有効である。
- (5) 外国語活動における会話や歌といった活動、体を動かす活動を考慮し、遮音性に配慮した計画とすることも有効である。

13 視聴覚教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、視聴覚教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。
- (2) 将来の機器の更新等を考慮しつつ、各種機器を、それぞれの機能、特性等に応じ、効果的に配置し、多目的に利用することのできるよう面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 各児童が映像を見やすいようスクリーン、テレビ等の機器や児童の座席を配置できるような面積、形状等とすることが重要である。
- (4) 良好な音響的環境となるよう空間の形状等を計画することが望ましい。
- (5) 準備室や調整室等、各種視聴覚教材の作成、編集及び保管並びに各種視聴覚機器・機材の点検、調整、修理、保管等のための空間を併せて計画することが望ましい。
- (6) 視聴覚教室は、ICT 環境を充実させた他の学習関係諸室等との役割分担や連携を考慮して計画することが重要である。

14 コンピュータ教室

- (1) 1人1台端末環境等の整備に伴い、コンピュータ教室については、教科・科目の内容に応じ、個別の端末では性能的に実現が困難な学習活動を効果的に行うことができる空間として捉え直した上で、高機能化や他の学習空間との有機的な連携・分担を図りながら、個人やグループでの活動が可能な自由度の高い空間とすることが望ましい。

- (2) 情報機器や情報ネットワークの将来の更新、増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机、無線LANやコンセント等を利用しやすいよう配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。また、図書室等と連携し、児童の様々な学習活動を支える学習・情報センターとしての機能を持たせた計画とすることも有効である。
- (3) 教材・教具、消耗品等の収納、教員によるプログラム作成等のための準備室を確保することが重要である。また、教室内に児童等のプログラム作成、情報に関する資料等の閲覧などのための空間を設けることが望ましい。
- (4) コンピュータ教室は、ICT に対応した他の学習関係諸室等との役割分担を明確にし、相互の密接な連携に留意して計画することが重要である。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第2 学習関係諸室

1 共通事項

- (3)～(6)小学校施設整備指針と同文。(クラブ活動⇒部活動)

7 理科教室

- (1)～(9)小学校施設整備指針と同文。
- (10) 有害物質を浴びた場合等に備え、緊急用シャワーや洗眼装置等を設置することも有効である。

8 音楽教室

- (1)～(6) 小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)
- (7) 必要に応じ、個別学習用の個人練習室、グループ練習室等を設けることが望ましい。
- (8) 音楽ホール的な雰囲気となるよう計画することや、小音楽ホールとして計画することも有効である。

9 美術教室

- (1)～(2) 小学校施設整備指針 図画工作教室と同文。
- (3) 平面的作業を行う空間と立体的作業を行う空間とに区分して計画することが望ましい。
- (4)～(7) 小学校施設整備指針 図画工作教室と同文。(児童⇒生徒)

10 技術教室

- (1)「木材加工」、「金属加工」、「機械」、「電気」等の各領域について適切な組合せにより空間を区分して計画することが望ましい。
- (2) 小規模校等において1室として計画する場合は、十分な面積的余裕を確保しつつ、各種工作機械、工具等を利用するコーナーなどの空間を、十分な動作空間とともに、配置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 室内を作業空間と機械空間とに分け、作業空間は、個別学習と教師の机間巡視に対応可能な机の配列とし、日常的に使う工具及び材料、完成品等の保管、収納等のための家具等を設置することのできるよう面積、形状等を計画することが重要である。

- (4) 機械空間は、工作用の機械等を生徒が安全に利用できるような動作空間を計画しつつ、危険防止の防護柵等で分けした空間にまとめて設置することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 教室から直接出入りすることができる、流し等の設備を設けた戸外の活動空間を確保することが望ましい。
- (6) 準備室内に、危険な材料、各種工具等を安全に保管することのできる空間を設けることが重要である。また、準備室内等に、製作途中の作品等を一時的に保管できる空間を設けることが望ましい。

11 家庭教室

- (1) ～(4) 小学校施設整備指針と同文。
- (5) 被服に係る実習のための教室は、手芸品の製作において必要な設備を設置する空間及び作品を展示する空間を確保し、必要に応じ、仮縫い、試着等を行う ことのできる空間を確保することが望ましい。
- (6) 住居に係る実習のために、実験のためのコーナー等の空間とともに、住空間に関する検討を行うことのできるような空間を確保することが望ましい。
- (7) 保育に係る実習のために、遊び道具の製作と演示のできる空間を確保することも有効である。
- (8) 小学校施設整備指針(6)と同文。

12 外国語教室

- (1) 外国語教育における指導のねらいに対応し、視聴覚・情報機器を有効に活用できるように配慮した施設環境づくりについて計画することが重要である。。
- (2) 外国についての関心と理解を高め、国際理解を促す環境づくりについて計画することが重要である。
- (3) 生徒の主体的な学習を支援することができるよう計画することが重要である。
- (4) 地域住民の多様な学習需要に対応できるよう計画することが重要である。

13 視聴覚教室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

14 コンピュータ教室

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

⑪校庭

● 校庭とは

- 児童生徒の教育と、地域コミュニティの活動を支える多目的屋外空間である。
- 学校生活においては、体育の授業だけでなく、全校集会や運動会といった学校行事を通じて集団行動や健やかな身体を育む場であり、休み時間にはこどもたちが、自由に遊びながら社会性を養う交流の場となる。
- さらに、夜間や土日には、地域住民のスポーツやコミュニティ活動のために開放されるほか、災害時には指定緊急避難場所※1に指定されている。また、小中学校は避難生活を送るための指定避難所でもあり、その中で校庭は避難所運営の基盤スペース※2として活用される。

※1 災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所
地震、大火事の場合の緊急避難場所は校庭
津波・高潮・洪水の場合の緊急避難場所は体育館若しくは校舎
土砂災害の場合の緊急避難場所は体育館

※2 ・救急・救命活動の拠点：ヘリポート、救急車・消防車の発着場、自衛隊の待機場所
・ライフラインの確保：仮設トイレの設置、給水車・電源車の駐屯スペース、ゴミ集積所
・物資の受入と流通：支援物資の搬入トラック駐車スペース、一時保管・仕分けエリア
・避難者の生活支援：炊き出し特設会場、ペット同行避難者の専用テント村
・車中避難への対応：安全な駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群の予防管理

● 現状と課題

○経年劣化及び老朽化による課題

- クレイ舗装(砂や粘土などの「土」を主成分とした舗装技術)により、乾燥時の砂ぼこりや大雨時の泥水流出など、周囲の生活環境へ影響を及ぼす可能性がある。
- 老朽化で水はけが悪く、雨上がり後も長時間にわたって水が溜まり、利用を妨げている。
- 屋外便所は設置から年数が経過し、和式便器も多いため、こどもや地域の高齢者が使いにくく、災害時の避難所や地域開放に不可欠なバリアフリー化が遅れている。
- 設置している遊具の老朽化が進んでおり、適切な安全点検と計画的な更新が必要である。

○近年の気候変動による課題

- 近年の酷暑により暑さ指数が上昇し、熱中症リスクから使用できない日が増加している。

○地域活動・多目的利用に伴う課題

- 夜間使用や、野球など授業以外の多様な利用を想定した夜間照明、防球ネット、備品置場などが未整備若しくは機能が不足している。

● 基本的な考え方(他市の記載例)

(神奈川県小田原市)

- 校庭は日当たりのいい場所に最大限の広さを確保し、近隣への騒音、防球、視線対策、通風等を十分に検討する。
- 芝生化やインクルーシブ遊具の整備、コミュニケーションスペースの設置など、誰もが校庭で多様な活動ができるような設えとする。

● 他市事例

事例① 集水ポラコンによる側溝整備(兵庫県)

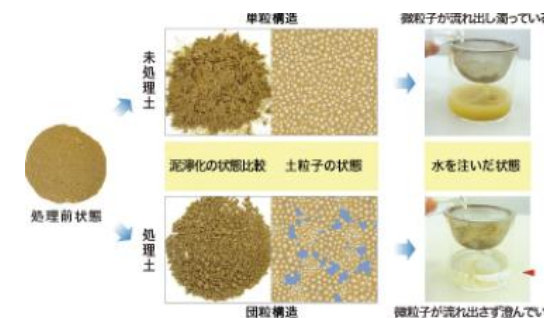


- ✓ 県内の自治体では、小学校の校庭整備時に、土による目詰まりの起こりにくい集水ポラコン(ポーラスコンクリート)による側溝を整備し、グラウンドの速やかな排水ができる施設整備を実施している例がある。

出典:関西フレコン株式会社「施工事例」 <https://k-poracoon.co.jp/case/1737/>

事例② グラウンド土の改良による、校庭の整備(佐賀県佐賀市)

- ✓ 佐賀市立鍋島小学校では、グラウンドの土に砕石材に特殊な改良材(団粒化剤、セメント系固化材)を混合し立体網目状の団粒構造に改良したATTAC路盤材を活用した、ATTAC工法(トース土工法)を導入した。これにより、早い水はけと保水性により砂埃の立ちにくい校庭とした。



鍋島小学校での導入事例
(赤線より左側が改良部分)

出典:丸浜舗道株式会社「ATTAC工法とは」 <https://maruhama.jp/business/attac/about/>

国土交通省新技術情報提供システム

<https://www.netis.mlit.go.jp/netis/pubsearch/details?regNo=QS-200039%20>

● 他市事例

事例③ 校庭へのインクルーシブ遊具の整備例(東京都豊島区立西巣鴨小学校)



✓ 豊島区立西巣鴨小学校では、雲梯や鉄棒で遊ぶことが難しい児童もみんなで安心して遊べるインクルーシブ遊具を導入している。

出典:西巣鴨小学校ホームページ「インクルーシブ遊具 使用開始」
<https://toshima.schoolweb.ne.jp/1310119/weblog/93215576?tm=20220324192632>

● 国による考え方・留意点

小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第6章 屋外計画

第2 屋外運動施設

1 共通事項

- (1) 教科体育、体育的行事、クラブ活動及び学校開放等における各種の運動、利用形態等に応じ、必要な機能を確保するよう計画することが重要である。
- (2) 学校開放時の利用も考慮し、運動器具庫、水栓等の配置、便所、更衣室等の附属施設との連絡等に留意して計画することが重要である。また、必要に応じ、周辺住民等への影響に配慮しつつ夜間照明等の設備についても計画することが望ましい。
- (3) 避難所となる場合には、断水時でも便所が利用できるよう、マンホールトイレを整備することも有効である。
- (4) 必要に応じ、日除けのための施設を適当な通風の得られる位置に設けることが望ましい。また、観覧のための空間を、必要に応じ、確保することも有効である。
- (5) 屋上に運動施設を計画する場合は、安全管理面に十分留意しつつ、運動の内容等に適した機能を確保するよう形状、仕上げ等を計画することが重要である。その際、活動に伴い発生する騒音やボール等の落下などによる周辺地域等への影響に十分留意することが重要である。

2 屋外運動場

- (1) 各種運動等の実施に必要な面積、形状等を確保することが重要である。
- (2) 構造及び仕様は、表面が平滑で、適度な弾力性を備え、また、適度の保水性と良好な排水性を確保するように計画し、設計することが重要である。
- (3) 表層部分の材質は、けがの防止、維持管理の方法、ほこりの発生防止等に十分留意しつつ、運動の内容に最も適した種類を選定することが重要である。芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。

- (4) 固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、必要な種類、数等を検討して、児童のみで利用しても十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、児童の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (5) 固定施設等については定期的に安全点検を行い、破損箇所の補修を行う等日常的な維持管理を行うことが重要である。
- (6) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上運動やゲーム、ボール運動などの実施に支障とならないよう配置することが重要である。

3 低学年用屋外運動場

- (1) 必要な面積、形状等を備えた低学年専用の運動場を計画することが望ましい。
- (2) 低学年児童の学習・生活領域に近接させて計画することが望ましい。
- (3) 運動場の各部は、児童のみで利用しても十分な安全性を確保できるよう留意して計画することが重要である。
- (4) 芝生を用いる場合には、気候・土壌条件、維持管理方法等を考慮し計画することが重要である。
- (5) 固定施設等は、児童の発達段階、利用状況等に応じ、十分安全であるとともに、運動技能の向上につながるよう計画することが望ましい。
- (6) 揺れ、回転、滑降等を伴う固定施設等の設置については、安全性確保の観点から慎重に対処することが望ましい。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第6章 屋外計画

第2 屋外運動施設

1 共通事項

小学校施設整備指針と同文。(クラブ活動⇒部活動)

2 フィールド・トラック

- (1) 球技等の実施に必要な面積、形状等のフィールド等、また、陸上競技の実施に必要な規模のトラック、直走路等を確保するよう計画することが重要である。
- (2)(3)(5)小学校施設整備指針の2 屋外運動場と同文。
- (4) 固定施設等は、生徒の発達段階、利用状況等に応じ必要な種類、数等を検討して、十分な安全性及び耐久性を備えた仕様のものを選定することが重要である。特に、朝礼台や金属のポール等は必要に応じ、カバーを設置する等衝突事故防止に配慮した計画とすることが重要である。また、生徒の想定外の使い方による落下、衝突、転倒などに配慮することが望ましい。
- (6) 固定施設等は、設置状況を踏まえた上で十分な動作空間を確保し、陸上競技やサッカー等の球技などの実施に支障とならないよう配置することが重要である。

⑫地域利用スペース

● 地域利用スペースとは

- 学校教育に支障のない範囲で、多様な地域活動やスポーツ・文化活動を支えるために提供される校内空間。
- 以下の2つの異なる目的を持った活動を受け止める重要な役割を担う。

①学校運営を支援する活動

PTA活動、学校運営協議会、地域学校協働活動、ボランティア活動など

②児童生徒の学びや成長を支援する活動

放課後学習、体験活動、地域人材による学習支援など

● 現状と課題

- 現在の学校施設の開放は、主に夜間・休日における運動場や体育館の一般利用及びPTAや学校運営協議会等の一部関係者による利用に限られている。
- 利用形態ごとに専用室を整備した場合、施設規模の増大や整備・維持管理コストの増加を招く恐れがある。

● 基本的な考え方(他市の記載例)

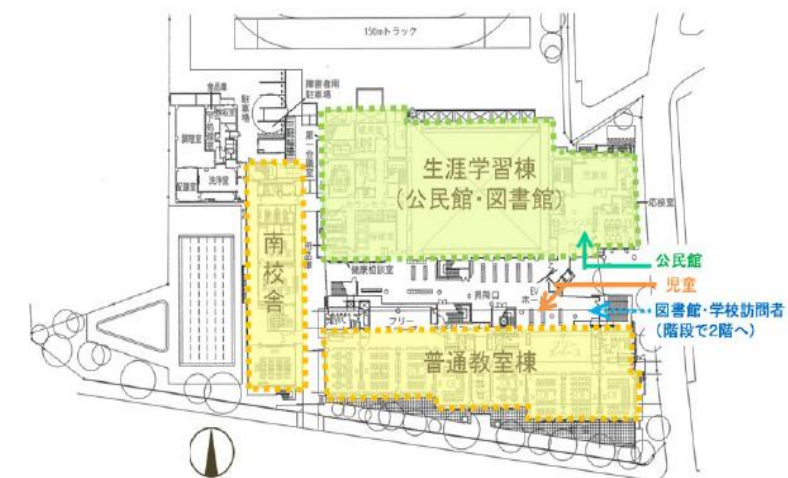
(神奈川県小田原市)

- 地域活動に利用できる地域利用エリア(会議室等)を全校に設ける。
- 平日の日中や夜間・休日の使用していない特別教室等を地域に開放し、その活動を子供たちが目にする事で、新たな学びや交流を促す環境をつくる。
- 開放時の安全が確保される動線やセキュリティを確保するとともに、利用予約や施設の開け閉めに電子キー等のシステムを導入するなど、デジタル化を検討する。

● 他市事例

事例 地域コミュニティに支えられた学社融合施設(埼玉県志木市)

【配置図】



- ✓ 志木小学校の改築に当たり、近接する公民館・図書館との複合施設として整備された。
- ✓ 大きく普通教室棟と生涯学習棟で構成されており、中庭が交流空間となっている。
- ✓ 図書室や音楽室、調理実習室などの特別教室も生涯学習棟に整備されていて、開放時などに市民が活用できる。

【平面計画上的特徴】



出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集
https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_shiki_00001.html

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

i)学校と地域が支え合い協働していくための共創空間

- これからの時代に必要となる資質・能力の育成や、地域とともにある学校づくりを推進する観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していくことが求められており、新学習指導要領が目指す社会に開かれた教育課程の実現や、チームとしての学校、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組が進められている。
- 学校の中だけで学びを完結することなく、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として捉え、地域の人たちと連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための「共創空間」を生み出していくことが重要である。地域や社会、関係機関等をつなぎ、連携・協働を図る空間は、コミュニケーションや創造性を誘発する魅力的な空間であるとともに、内と外の世界を緩やかにつなぐ縁側のように、自然に開かれた温かみのある空間であることが望まれる。また、協働の成果を展示・発信するためのスペースを確保することも有効である。
- こうした「共創空間」を創出する上では、児童生徒の動線と地域住民等の動線との整理による明瞭なゾーニング、地域住民等が出入りしやすく死角を作らない空間配置、デジタル技術の活用など防犯の視点から設計上の工夫が重要である。
- また、こうした空間は、学校を核とした地域の活性化や、災害に強い地域づくりにもつながることが期待されることから、積極的な活用を促進していくことが重要である。

小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

- (1) 学校運営協議会や地域学校協働活動、PTA活動の拠点、企業及びNPO並びに地域運営組織及び農村型地域運営組織等との連携のためのスペースやコミュニティスペースとしての利用のみならず、学校教育における利用も考慮しつつ、必要な家具等を配置し、多様な活動に伴い必要となる諸行為を安全かつ円滑に行うことのできるような面積、形状等とすることが重要である。また、必要に応じ各種視聴覚メディアを効果的に活用することのできるような計画とすることも有効である。
- (2) 障害者も含め幼児から高齢者まで多様な人々の利用を考慮し、各空間を認しやすく、相互に利用しやすい構成として計画することが重要である。

2 コミュニティスペース

- (1) 地域学校協働活動の拠点の場合、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 地域学校協働活動推進員が常駐できるよう事務・作業スペースを設けることが望ましい。

3 ミーティング室

- (1) 学校開放のためのミーティング室は、良好な環境条件を確保できるよう計画することが望ましい。
- (2) 利用内容に応じ必要となる家具、視聴覚メディア等を配置できる面積、形状等とすることが望ましい。その際、それらの家具、機器等を収納するための空間を併せて計画することが望ましい。
- (3) 多目的に利用できるよう計画することも有効である。
- (4) 必要に応じ、和室の空間を設けることも有効である。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第6 地域と学校の連携・協働のためのスペース

1 共通事項

小学校施設整備指針と同文。

2 コミュニティスペース

小学校施設整備指針と同文。

3 ミーティング室

小学校施設整備指針と同文。

⑬複合施設の動線・配置の基本的な考え方

- 複合化:異なる目的の公共施設を一つの建物や敷地にまとめること
- 共用化:別々の建物で管理・運営されていた公共施設を一つにまとめ、スペースや設備を共同で利用すること
- 複合化・共用化した場合、児童生徒だけではなく、地域住民などの多様な人々が利用することとなるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが必要である。

● 現状と課題

- 全国的には、公共施設全体の保有量の最適化や「地域に開かれた学校」の推進を目的として、学校施設と地域コミュニティ機能等を複合化する事例が増加している。
- 複合化により不特定多数の利用が想定されることから、児童生徒の安全確保のため、動線分離やセキュリティラインの設定が重要な課題となる。
- 共用部分で事故等が発生した場合、施設管理者、学校、指定管理者等の責任範囲が不明確となる恐れがある。
- 施設利用者数の増加に伴い、駐車場や送迎スペース等の附帯施設の確保が必要となる。
- 本市では、多くの小学校において、余裕教室又は学校敷地内の専用プレハブを活用し、学童保育専用室を併設している。余裕教室を活用する場合は、外部から直接出入りできるよう1階に配置するなど、児童生徒の生活動線と交錯しないよう可能な範囲で配慮を行っている。

● 基本的な考え方(他市の記載例)

(東京都目黒区)

- 児童・生徒の動線に配慮し円滑な学校運営及び災害時避難が行える動線計画を行う。
- 通路・階段等は、通常の利用想定に加え、避難時を考慮した幅員を確保する。
- 児童・生徒と地域利用施設の利用者動線を明確化し分離して計画することを基本とする。

(東京都立川市)

- 児童・生徒の安全を確保するため、学校専用・共用・複合化施設専用・地域利用のゾーニングを明確に設定する。なお、複合化する公共施設等の出入口については、学校施設とは別に整備する。
- 複合化する公共施設等のうち、教育活動と親和性の高い施設については、セキュリティに配慮したうえで、学校施設側から利用しやすいよう工夫して整備する。
- それぞれの専用部分、共用部分に関し、防犯対策や管理に関する責任の所在を明確にし、学校運営に過度な負担が生じないよう配慮する。

● 他市事例

事例①地域開放門を別に設置、動線を分離しセキュリティを確保（東京都中野区）

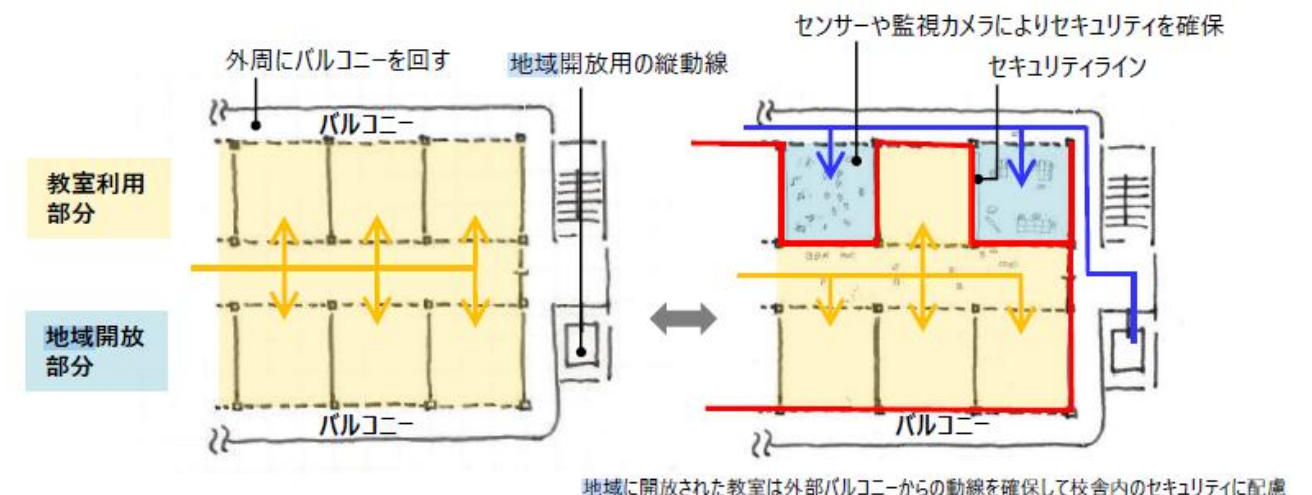
- ✓ 中野区立令和小学校(令和4年改築)では、学童クラブおよびキッズ・プラザ(放課後のこどもの居場所)を1階に、地域開放を行う体育館と体育館エントランスを2階に設置し、学校敷地への進入時より、児童と一般利用者の動線を分離している。



出典:中野区立令和小学校パンフレットに加筆

事例② セキュリティを確保した上で教室を有効活用した地域開放の検討（東京都渋谷区）

- ✓ 屋外バルコニーを使って独立した地域開放の動線を確保し、廊下と教室の施錠管理を行うことで児童・生徒の防犯上の安全に十分に配慮するとともに、センサーや電気錠、監視カメラ等の機械警備の設置を検討している。



出典:「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針～学校施設の未来像と建て替えロードマップ～」(令和5年3月改訂) 渋谷区教育委員会

● 他市事例

事例③ ICTを活用して学校と地域の共用空間を拡大(北海道勇払郡安平町)

- ✓ 老朽化の進む3小学校を統合し、地域の人々が自由に利用できる「開放エリア」、学校が使っていないときには地域の人々が利用できる「共用エリア」、学校が主として使う「専用エリア」の3層に区切っている。各エリアはICT活用でセキュリティを確保しながら、スムーズに地域に開放する管理運営体制システムが構築されている。
- ✓ 共用エリアは授業などで児童生徒が利用しているときは地域住民側の入口が施錠され、地域住民が利用しているときには、学校側の入口が施錠される。ICT活用で、学校施設の開放を教員の労力に頼らないため、負担軽減につながり、教育に専念できる管理運営体制を整備した。



1階平面図。黄色が「共用エリア」で、予約システムをとおした鍵の管理で人の手を介さずに地域住民が学校施設を活用できる。出入りは青の「開放エリア」にある出入口を使用する。

出典:文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集
https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_hayakita_00001.html

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）

第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

(4)公的ストックの最適化等における現状と課題

(学校施設の複合化・集約化の状況)

- ・ 令和2年9月現在、令和元年度に学校施設を集約化・複合化した件数が361 件、令和2年度以降に集約化・複合化を予定している件数が998 件となっている。
- ・ また、令和3年1月1日現在、策定された個別施設計画では複合化が計画に記載されている学校設置者の割合が19%であり、必要に応じて学校施設の複合化を検討し、適時に計画に反映していくことが必要である。
- ・ 複合化・集約化をはじめ、地域に開かれた学校施設として、地域住民等が利用する空間を設ける際には、動線や安全面での配慮が課題である。

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

ii)多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

- ・ 複合施設においては、児童生徒や地域住民等の多様な人々が利用することになるため、利用形態に応じた事故の発生防止や防犯機能の確保に十分配慮することが重要である。安全性の確保のためには、地域利用するエリアを明確に区分できる計画とすることや、施設へのアプローチを二方向にして、運営に合わせて可変的に調整するなど、配置計画や空間構成に配慮することも重要である。
- ・ 複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、施設ごとに利用形態が多様化することとなる。このため、施設計画の初期の段階から、施設管理の責任・コストについて、各施設所管部局と調整し明確にした上で、学校に過度の負担がかからないよう、利用内容に応じた総合的・効率的な施設管理が可能な組織や運営方法を検討し整備していくことが重要である。

小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第1章

第2節 学校施設整備の課題への対応

第3 地域と連携した施設整備

3 複合化への対応

- (1) 公共施設等(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)の他施設との複合化について計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないことはもちろん、施設間の相互利用、共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与する計画とすることが重要である。また、児童と幼児や高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。
- (2) 地域の避難所等としての機能を計画する場合は、児童の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化にも配慮することが重要である。
- (3) 合築の検討を行う場合、学習環境に障害又は悪影響を及ぼす施設は避けることが重要である。また、学習環境の高機能化及び多機能化に寄与しない施設についても慎重に対処することが重要である。
- (4) より効果的・効率的な施設整備の手法として、PFI や包括的民間委託などの官民連携による整備手法等を検討することも有効である。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第1章

第2節 学校施設整備の課題への対応

第3 地域と連携した施設整備

3 複合化への対応

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

⑭管理運営方法(体制)の基本的な考え方

- 公立学校のエデュケーション職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針において、教師以外が積極的に参画すべき業務として、学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠などが挙げられている。

● 現状と課題

- 本市では包括施設管理業務委託を導入しており、緊急修繕や定期点検などの維持管理は効率的かつ迅速に行っている。一方で、プールの水質管理や夜間の施錠、地域利用団体への鍵の受け渡しなどは教職員が実施しており、負担が残っている。
- 朝の開錠、草花への水やり、草刈り等の業務は、シルバー人材センターへの委託により実施している。
- 施設の維持管理や鍵の管理については、PPP(Public Private Partnership)※1が注目されており、民間の活力を活用する方法もある。

※1 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。

- PPPには、PFIや指定管理者制度、包括施設管理業務委託などの手法があり、さまざまな公共施設で導入されている。
- PFI(Private Finance Initiative): PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。
- 指定管理者制度: 公の施設(体育館、文化会館、公園、図書館など)の管理・運営を、民間事業者や団体に代行させる制度。
- 包括施設管理業務委託: 複数の公共施設(庁舎、学校、文化センターなど)の設備保守・点検・清掃・小規模修繕といった維持管理業務を、とりまとめ課が一括して民間の専門事業者に委託する制度。
- こうした民間の活力を活用した維持管理体制は学校施設においても導入され始めており、教職員の負担軽減に繋がるとともに子どもたちと向き合う時間の更なる確保が期待される。

● 基本的な考え方(他市の記載例)

(東京都目黒区)

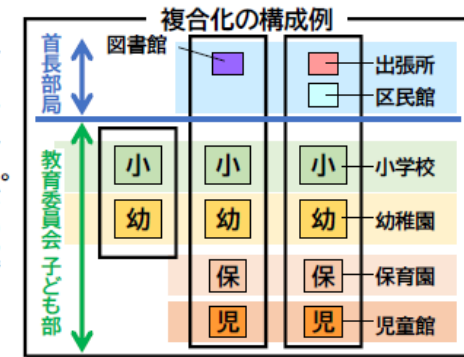
- 施設を適切に維持管理していくために、学校施設及び複合化された地域利用施設を一体的に管理点検できる施設とする。
- 不具合対応や日常的な修繕等に関しては、専門的な施設管理や効率的で一体的な施設間での情報共有、教職員の負担軽減の観点から、施設管理業務の外部委託について検討する。

● 他市事例

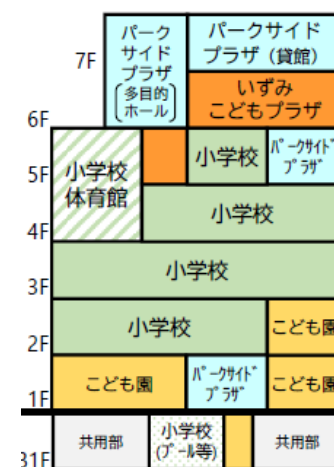
事例①学校施設(複合施設)の維持管理業務を民間一括委託(東京都千代田区)

<概要>

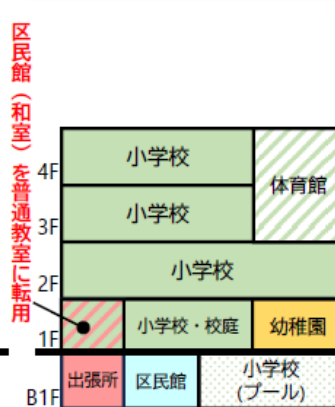
- 小学校8校、中学校2校、中等教育学校1校を保有している。
- 小学校は、全校、幼稚園・保育園・こども園のいずれかと複合化している。さらに、児童館/図書館分館/出張所・区民館と複合化している学校もある。
- 組織体制として、教育委員会の中に“子ども部”があり、そこで、学校・保育園・こども園・幼稚園のほか、児童館・学童・放課後子どもプランの事業運営に係る事務や施設の維持管理を行っている。



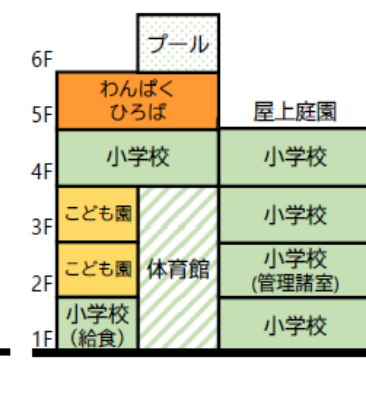
和泉小学校



麹町小学校



富士見小学校



従来

- 教頭(副校長)が、施設維持管理の担当責任者となり、破損等の安全点検を定期的に行っている。
- 日直の教職員が、放課後、校内全体の戸締り等の見回りを行っている(校内巡視: 毎日、30分程度)。

✓ 教職員の負担
✓ 施設に対する専門性不足

千代田区

- 総合ビルメンテナンスの事業者に維持管理を委託しており、鍵の管理、警備、日常的な施設の維持管理業務やプールの水質管理を行っている。
- 総合ビルメンテナンスの事業者は、各学校に常駐しており、複合施設を含めて一体的に維持管理している。
- 一般開放の受付は、教育委員会や地域振興部(学校により異なる)が窓口を行っている。
- 維持管理に係る予算は、所管課ごとに配分されるが、執行委任により一括発注となっている。

✓ 教職員は、施設の維持管理業務、学校開放に係る業務は行わないため、児童生徒の指導に関わる業務により集中できる。

- 東京都千代田区では、教育委員会所管の幼稚園・保育園・児童館等のこども関連施設を小学校に集約化し、こども関連サービスのワンストップ化を実現している。
- これらの、学校施設(複合施設)の維持管理の一部を総合ビルメンテナンス業者に委託している。
- 事業者は、学校に常駐しており、鍵の管理、警備、日常的な施設の維持管理(軽微な修繕等)、プールの水質管理等、複合化した施設を含めて一体的に維持管理している。
- それにより、教職員が学校で日々行っている校内の見回り等の業務負担が軽減され、教職員が本来の業務に集中しやすくなった、といったメリットが出ている。

出典:「学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書(令和6年8月)」

● 他市事例

事例② 学校用務業務の民間委託(東京都東久留米市)

- ✓ 東京都東久留米市では、用務員の高齢化により困難となった安定的な配置の実現(病気やけがによる数週間から数か月の休暇が頻発。各校2人ずつ計38人のうち、65歳以上が32名)、市の直接任用事務にかかる負担の軽減等を目的とした学校用務業務の民間委託を実施している。令和4年度に9校で委託開始し、令和7年10月から全19校で委託を実施している。

学校数	小学校12校	中学校7校
運営形態	・ 民間事業者(所在地:東京都小平市)に委託。 ・ 受託期間 令和6年10月～令和7年9月	
コスト等	・ 令和6年度学校用務業務委託(小学校施設維持管理事業) 3556万9千円 ・ 令和6年度学校用務業務委託(中学校施設維持管理事業) 4416万9千円	
ほか	計画書における試算(直営は1校2名、委託は1校1名) 令和4・5年度 全校直営:1億2391万2千円 10校直営・9校業務委託:1億2850万1千円 令和6年度以降 全校委託:1億1616万5千円	

出典:東久留米市ホームページ「学校用務の段階的アウトソーシング(外部委託)化」
<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/sesaku/keikaku/1023632.html>

事例③ 中学校体育館の管理委託(長野県下伊那郡阿智村)

- ✓ 長野県阿智村では、平日夕方17時～21時の間、阿智中学校体育館の管理を村教委がNP0法人「チャレンジゆうAchi」に委託。社会体育施設としての活用をしている。
- ✓ 委託された時間帯は、「チャレンジゆうAchi」が雇用した管理人と同法人の理事・運営委員が交代で運営を行っている。開放事業の管理(受付など)のほか、部活動終了後も練習を希望する中学生の活動支援(「阿智中クラブ」)、独自の文化・スポーツプログラムの提供などを行っている。
- ✓ 休日の利用はその都度NP0法人と中学校で協議していて、鍵の管理も平日は管理人が行っているが、休日や時間外の利用時は利用者が中央公民館もしくは管理人より鍵を借り受け、使用後に返却する。
- ✓ 施設は平成21年に建て替えられており、このときに社会体育施設としての活用も視野に入れながら計画された。体育館棟は校舎棟から独立し、トレーニングルーム、社会開放室、トイレ、更衣室が整備されている。また、利用者の多くは車を利用するために駐車スペースは約200台分が確保されている。



指導者研修会の様子



ギャラリーをトレーニングスペースとして活用

出典:学校体育施設の有効活用に関する手引き(令和7年3月改訂 スポーツ庁)
https://www.mext.go.jp/sports/content/20250613-spt_stiiki-000006314_1.pdf
スポーツ施設の整備・運営等に関するオンラインセミナー(令和3年2月15日)講演資料
https://www.mext.go.jp/sports/content/20210311-spt_stiiki_000012759-10.pdf

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告(令和4年3月)

第2章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(4)公的ストックの最適化等における現状と課題

(民間活力等の活用、PPP/PFIの実態)

- ・ 施設の老朽化に加えて、地方公共団体の職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公的サービスの提供を実現するため、PFI等の手法により民間資金等の活用が進んでいる。
- ・ PFI事業については、令和2年度末までに合計875件が実施され、文教施設分野では292件あり、そのうち学校施設に係る事業は201件が実施されている。

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

③地域や社会と連携・協働し、ともに創造する共創空間を実現する

ii)多様な「知」を集積するための複合化・共用化等

- ・ 複合施設においては、各施設間の相互利用・共同利用が活発となることから、施設ごとに利用形態が多様化することとなる。このため、施設計画の初期の段階から、施設管理の責任・コストについて、各施設所管部局と調整し明確にした上で、学校に過度の負担がかからないよう、利用内容に応じた総合的・効率的な施設管理が可能な組織や運営方法を検討し整備していくことが重要である。

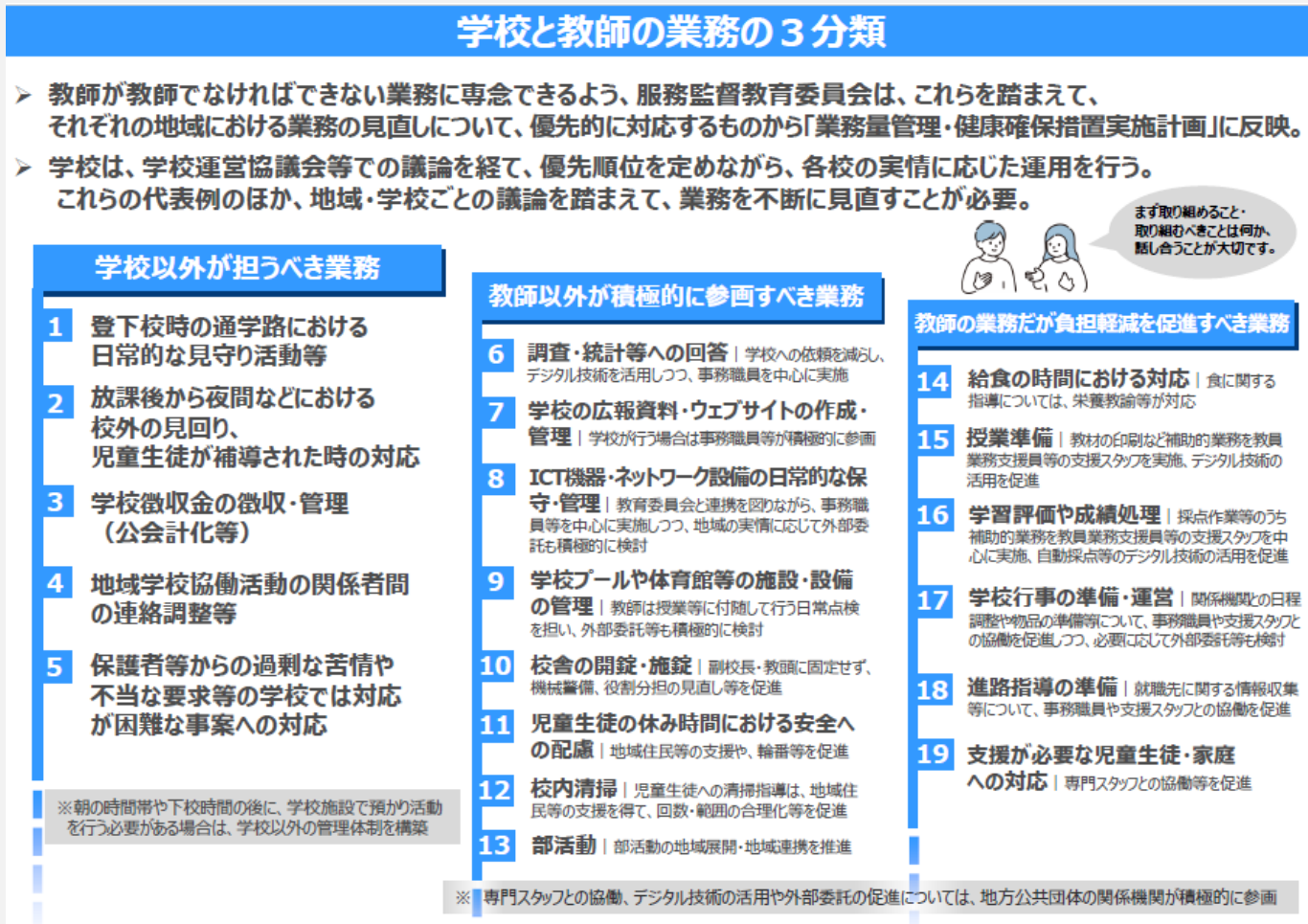
第4章 学校設置者における推進方策

(3)多様な整備手法等の活用と、施設整備と維持管理の着実な推進

- ・ 学校施設において、効率的かつ効果的な整備を推進し、質の高いサービスを提供することが、これまで以上に設置者に課された重要な課題となっている。
- ・ そのための一つの手法として、公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用する多様なPPP/PFI手法による施設整備・維持管理を導入するなど、多様な整備手法等の活用を検討することも有効である。
PPP/PFIについては、財政負担の軽減や設計期間・工期の短縮、効率的な維持管理等が図られる効果があり、近年、学校施設においても、複数の施設における空調設備の整備をまとめて発注する事業や、給食施設の整備事業などの実施件数が増加傾向にある。また、学校単独として整備するよりも、他の施設との複合化などにおいて、民間ノウハウの活用によるサービスの向上等が期待される。
一方で、事業期間中の児童生徒数の変化や教育方針の急激な変更等に対応するに当たり、契約変更を行う必要があり、そのための事務手続きが煩雑であったり、小規模な地方公共団体では十分なノウハウを持った職員が不足していたりする等の課題がある。また、学校の場合は、整備から維持管理、運用の全てにおいて一体的に民間の活力を利用することができないといった課題がある。
このため、PPP/PFIの導入の検討に当たっては、経済的な効果、業務範囲やリスク分担等を十分に検討するとともに、教育委員会と首長部局が協働し、庁内における検討体制を構築して進めることが重要である。

学校と教師の業務の3分類

- 令和7年9月26日、文部科学省は教員の働き方改革を促すための新しい指針を通知した。同年6月の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(給特法等改正法)の成立に伴って、教育委員会が「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定する。そこで、同省は「学校と教師の業務の3分類」を示し、学校または教員が担っている業務の分担の見直しや適正化を不断に行う必要があるとしている。
- 「学校と教師の業務の3分類」の図では、教師が教師でなければならない業務に専念することを目的に、19の業務を「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類している。



⑮避難所として確保すべき機能

- 学校は教育施設としての機能だけではなく、地震や津波などの災害発生時には、児童生徒及び地域住民の生命を守るために一時的に避難する「指定緊急避難場所」及び被災後に生活する場所としての「指定避難所」に指定されている施設である。
- 避難所として確保すべき機能は、発災直後の安全確保から避難生活の継続までを見据え、ハード・ソフト両面から必要機能を備えるとともに、「生命確保期」から「生活確保期」まで継続使用されることを前提に整備するものである。
- 本市では、高砂市地域防災計画において、全小中学校が災害時の避難拠点として位置付けられており、特に、体育館は「避難者の主たる居住・生活スペース（滞在場所）」としているため、近年の激甚化する風水害や少子高齢化を踏まえ、安全性と居住性を兼ね備えた環境づくりが求められている。

● 現状と課題

- 高砂市ハザードマップでは、阿弥陀小学校と鹿島中学校以外は計画規模降雨時（100～150年に1度の降雨）は2階以上、伊保小学校・伊保南小学校・北浜小学校は高潮時は3階以上が指定緊急避難場所及び指定避難所と限定されている。
- 空調整備
避難時の主たる生活スペースとなる市内の全小中学校の体育館において、空調設備の整備を完了している。これにより、夏季の酷暑や冬季の極寒時における熱中症・低体温症リスクの大幅な軽減など、避難者の健康を維持するための最低限の居住環境は確保されている。
- トイレの洋式化・多目的化
体育館に附帯するトイレについて、洋式化が進んでいない学校や、車椅子利用者・高齢者等が安心して使用できる多目的トイレが未整備の学校が存在するため、避難生活における重要インフラのトイレ環境に課題がある。
- 備蓄スペース
災害直後の避難生活を支えるための各種物資（食料、毛布、簡易ベッド、衛生用品など）を適切に管理・保管するための備蓄スペースが十分に確保されていない。備蓄倉庫の設置にあたっては、設置場所の多くが浸水想定区域内にあることから、災害時に迅速に物資を配給でき、かつ浸水から守ることができる配置（配置場所の階数検討、2階以上への備蓄スペースの分散配置など）の検討が必要である。
- 災害発生から数カ月経っても避難所として運営する可能性があるが、早期の授業再開が図れるよう、あらかじめゾーニングを定めておく必要がある。

● 基本的な考え方（他市の記載例）

（東京都目黒区）

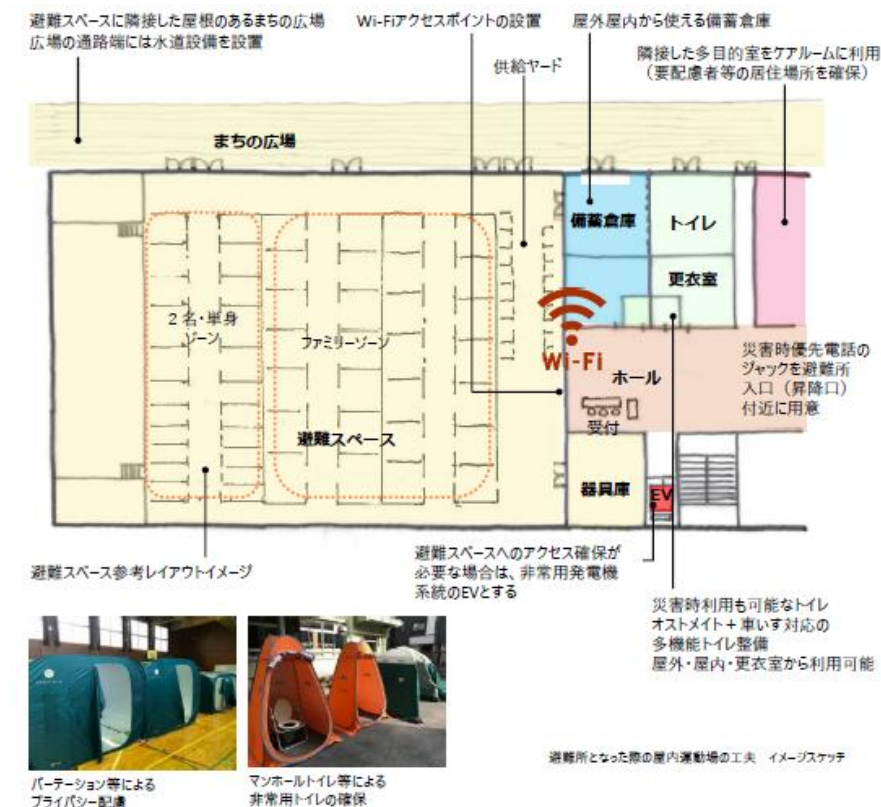
- 学校施設は災害時において避難所としての重要な役割を担うため、トイレや防災倉庫、情報通信設備及び冷暖房設備などの防災機能の整備並びにバリアフリー化を図り、災害時の利用者（災害時要配慮者を含む）にとっても優しい施設としていく。
- 災害時に避難所となった場合にも、早期に児童・生徒の学習が再開できるように、避難施設と学校施設の機能に応じてゾーニングを行う。

（東京都世田谷区）

- 職員室や校長室は、避難スペースとしては開放しない。
- 要配慮者等（高齢者、障害者、母子等）の避難スペースについては、階段や段差を使用しない動線や、多機能トイレが使いやすい配置とする。

● 他市事例

事例①避難所運営を想定した機能と居住性に配慮した施設整備（東京都渋谷区）

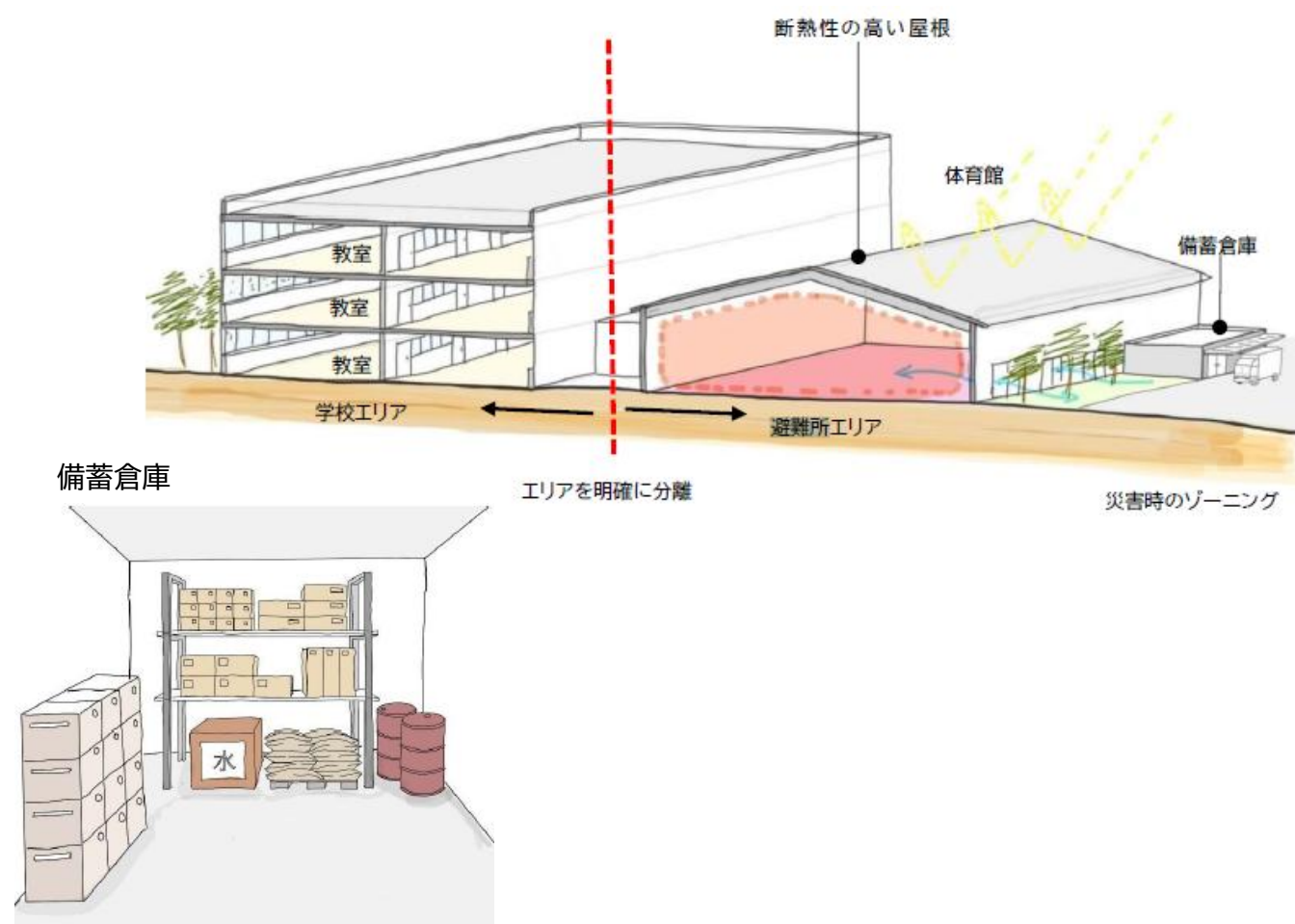


- ✓ 避難スペースにおける換気や採光を確保し、冷暖房効率を高めるための断熱性に配慮し、Wi-Fi等の通信設備を設けている。
- ✓ 学校の活動を早期に再開するため、避難者エリアと学校の活動エリアを明確に区分できるように配置を検討している。

出典：「渋谷区『新しい学校づくり』整備方針～学校施設の未来像と建て替えロードマップ～」
（令和5年3月改訂）渋谷区教育委員会

● 他市事例

事例② 学校の教育活動の早期再開に向けたゾーニング(神奈川県小田原市)



- ✓ 小田原市では、避難所運営が長期化した場合に、教育活動の早期再開に支障のないよう、ゾーニング等に配慮する必要があることを課題として捉え、災害時には学校エリアと避難所エリアのゾーニングを明確にすることとしている。
- ✓ 小中学校の避難所機能の強化として、6項目を掲げている。

避難所機能

- ・学校施設の安全性
- ・インフラ(電気、ガス、水)の確保
- ・災害情報の入手や救援要請に必要な情報通信
- ・トイレ(マンホールトイレ等)
- ・要配慮者等への対応(バリアフリー等)
- ・居住・運営スペース、備蓄倉庫等の充実

出典:「小田原市新しい学校づくり施設整備指針」(令和7年4月) 小田原市教育委員会

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告 (令和4年3月)

第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

(3)学校施設の安全面等における現状と課題

(避難所の指定状況、防災機能の状況)

- ・平成31年4月現在、避難所に指定されている公立小中学校の割合は94.9%となっており、避難所としての防災機能については、避難所指定校のうち、備蓄倉庫は80.2%、非常用発電機等は61.1%が保有している状況である。

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

【新しい時代の学び舎の土台として着実に整備を推進】

①子供たちの生命を守り抜く、安全・安心な教育環境を実現する

ii)避難所としての防災機能の強化

- ・近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など、災害が多様化・頻発化・激甚化しており、予め災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していくことは極めて重要である。
- ・このため、自家発電設備やWi-Fi等の情報通信環境など、避難所としての防災機能の強化を一層推進する必要がある。また、避難所としての役割からも、体育館の冷暖房設備の導入を推進するとともに、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、利用者すべてに優しい学校施設としていくことが重要である。この際、災害時に学校施設を地域住民に開放することも想定し、セキュリティの確保についてあらかじめ検討しておくことが重要である。さらに、大型車両による物資等の搬入を見据え、正門等の通行幅を十分に確保すること、作業スペースについても十分に確保しておくことが重要である。
- ・近年、水害や土砂災害が激甚化・頻発化していることから、児童生徒等の安全の確保、避難所としての運営、学校教育活動の早期再開等に支障のないよう、地域の災害リスクに応じた避難訓練の実施等のソフト面の対策や、学校施設内や受変電設備の浸水対策等のハード面の対策の両面から実施することが重要である。現在、文部科学省に設置した有識者会議において、学校施設の水害対策について精力的な検討を進めているところであり、同会議における検討を踏まえた施設整備を推進する必要がある。
- ・また、避難所生活における三密対策として、円滑な学校活動の再開を考慮しながら校内の分散避難についても考慮しておくことが有効である。

ii 関係:地域の避難所としての防災機能の強化、居住性等の確保



小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保((1)～(5))

- (1) 地震、洪水、高潮、津波、雪崩、地滑り、がけ崩れ、陥没、泥流等の自然災害に対し、その激甚化も踏まえ、十分な安全性を確保できる計画とすることが重要である。
- (2) 地震発生時において、児童等の人命を守るとともに、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、施設や設備、囲障等の工作物の損傷を最小限にとどめることなど、非構造部材も含め、十分な耐震性能を持たせて計画することが重要である。
- (3) 学校施設が、津波等による被害が予想される地域に立地している場合においては、児童等が津波等から緊急避難場所へ安全に避難できるよう、周辺の高台や津波避難ビルへの避難経路の確保又は校舎等建物の屋上や上層階への避難経路の確保を検討し、実施することが重要である。これらの対策によって安全性が確保できない場合においては、高台への移転又は高層化を検討し、実施することが重要である。
- (4) 学校敷地に津波等による被害が予想され、津波等に対する安全対策として、児童等が校舎等建物の屋上や上層階への避難を行う場合においては、当該場所が想定される津波等の水位以上の高さとして、当該場所までの有効な避難経路を確保すること及び当該建物が津波等により構造耐力上支障のある事態を生じないものであることが重要である。
- (5) 学校施設は、災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や、起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、あらかじめ学校設置者と防災担当部局との間で、運営方法を含めたお互いの役割を明確にしながら、避難所として必要となる機能を、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用も踏まえ計画するとともに、学校施設の避難所としての利用方法を決めておくことが重要である。その際、教育活動の早期再開が可能となるよう計画することが重要である。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第1章 総則

第2節 学校施設整備の課題への対応

第2 安全でゆとりと潤いのある施設整備

3 地震、津波等の災害に対する安全性の確保((1)～(5))

小学校施設整備指針と同文。(児童⇒生徒)

⑩体育館

● 体育館とは

- ・ 教育・学校生活の場
体育の授業や学校行事での利用にとどまらず、入学式、卒業式や近年は猛暑により運動場が使用できない日が増加しているため、授業の休憩時間(休み時間)における安全な遊び場・居場所として重要性が一段と増している。
- ・ 地域利用・部活動の拠点
部活動の地域展開や地域住民・こどもたちがスポーツに親しむための貴重な活動の場となっている。
- ・ 防災拠点
高砂市地域防災計画において、地震や津波などの災害時における「避難者の主たる居住・生活スペース(滞在場所)」として位置づけられている。



● 現状と課題

- ・ 全ての小中学校の体育館に空調設備が設置されているが、全国的な設置率では避難所指定されている学校の23.7%となっている。(令和7年5月現在)
 - ・ 活用の多様化や将来の設備更新を見据えると、「環境面」「管理面」「機能面」において課題が生じている。
- ① 環境面(将来の設備更新と暑さ対策)
- ・ 現行の空調設備により一定の暑熱対策は講じられているが、将来の設備更新時においても、引き続き体育館等の空調環境を維持・確保する必要がある。
 - ・ 平時の教育活動及び災害時の避難生活の双方において、安全かつ快適に利用できる環境の確保が求められる。
 - ・ 建物の更新にあたっては、遮熱性能の向上など、ハード面対策を一体的に検討する必要がある。
- ② 管理面(部活動地域展開に伴う管理・防犯)
- ・ 部活動の地域展開等により、施設利用者の増加が見込まれる。
 - ・ このため、鍵の受け渡しに係る防犯性の確保と運用の簡素化の両立が課題となっている。
 - ・ また、学校利用と地域利用の双方に対応するため、地域利用者専用備品の保管場所及び管理方法について検討する必要がある。
- ③ 機能面(防災機能・避難所環境)
- ・ 避難生活の質に直結するトイレ環境について、洋式化及び多目的化が十分に進んでいない状況にある。
 - ・ また、災害時に必要となる備蓄物資を迅速に取り出すための備蓄倉庫について、配置や必要スペースの精査が必要である。
 - ・ さらに、避難所としての機能と学校教育機能の両立を図る観点から、施設構成の最適化が求められる。

● 基本的な考え方(他市の記載例)

(東京都目黒区)

- ・ アリーナやステージは学校種別や学校規模、部活動や大会開催、地域開放状況に合わせた寸法や、まとまりを確保し、残響時間の調整や吸音性の確保等により、集会や式典、発表活動に適した施設として計画する。
- ・ 熱中症対策や、災害時の利用に配慮するため、冷暖房設備を設置する。
- ・ トイレの計画にあたっては、地域避難所としての利便性に配慮する。
- ・ 災害時用トイレへのアクセスに配慮する。
- ・ 武道場を設置する場合は、学年集会スペース等にも兼用できる計画とする。
- ・ プールを設置する場合は、熱中症対策として屋根・庇等を設置する。
- ・ 各学校は部活動等の大会会場となる場合があるため、大会運営にも配慮する。

(神奈川県小田原市)

- ・ 校舎や校庭の面積とのバランスを考慮しながら、できるだけ広い面積を確保する。
- ・ 学校行事を行うためのステージや放送設備、倉庫やトイレ等を整備するものとし、壁面の一部にはダンス等の練習に使用できる鏡を整備する。
- ・ 学校行事や中学校における部活動、地域利用等の状況を考慮し、必要に応じて観覧のための空間等を整備する。
- ・ 開放時の安全が確保されるよう、セキュリティに配慮する。



● 他市事例

事例① 長寿命化改修による、明るく快適で過ごしやすい体育館(愛知県津島市)

- ✓ 長寿命化計画に基づき、老朽化が著しかった市立神守中学校と蛭間小学校の体育館の長寿命化改修工事を実施。令和3年度までに実施された市内全小中学校工アコン設置工事及びトイレの洋式化改修工事に引き続き、防災機能強化の観点から体育館の長寿命化改修が実施された。本改修では、内外装材の更新、鉄骨の腐食対策、防水改修、建具の交換、外壁シーリングの更新及び床の全面改修等を実施した。
- ✓ また、火災報知器、放送設備、コンセント、舞台設備等の設備更新を行い、子どもたちや地域住民らが快適に使える屋内運動場として再生整備された。



改修前の神守中学校体育館。中2階に窓が設置されていない。



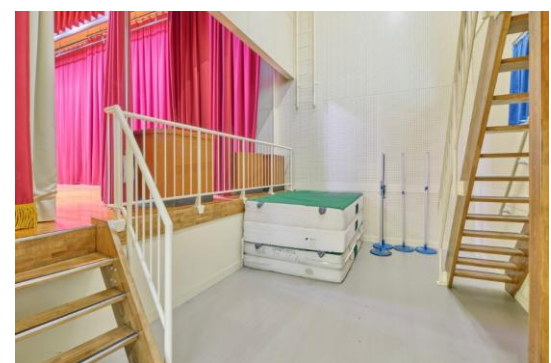
改修時に窓を配置し採光を改善。



スロープと組み合わせた、エントランス部分のバリアフリー化(神守中学校)



浸水リスクを考慮し、防災倉庫を舞台側2階に配置。(神守中学校)



舞台脇の空間を掘り下げて、空間を拡張し、収納スペース化。(蛭間小学校)



男女それぞれの更衣室とトイレを設置した。(蛭間小学校)

出典: 文部科学省 学校施設整備・活用のための共創プラットフォーム 新たな学校づくりのアイデア集
https://www.mext.go.jp/co-sha/ideas/case_tsushima_00001.html

事例② 中学校体育館の改築時に生涯学習・地域防災機能を複合化(神奈川県秦野市)

- ✓ 秦野市立西中学校は、体育館(昭和44年築)、武道場(昭和56年築)及び西公民館(昭和48年築)の老朽化に伴い、学校は災害時の避難所となるなど、地域の拠点として重要な施設であることから、体育館に公民館の生涯学習機能や地域防災機能を備えた複合施設として、令和2年9月に整備した。
- ✓ 2階建て延床面積3,473㎡のうち、学校体育館が2,341㎡、公民館が991㎡、防災備蓄倉庫が161㎡となっている。
- ✓ 学校施設部分は、1階にアリーナ、部室、更衣室を、2階に武道場と部室を設置している。公民館部分は1階に会議・集会室4室と図書室、2階に多目的ホールと和室を設置。
- ✓ 建設費は約12億円



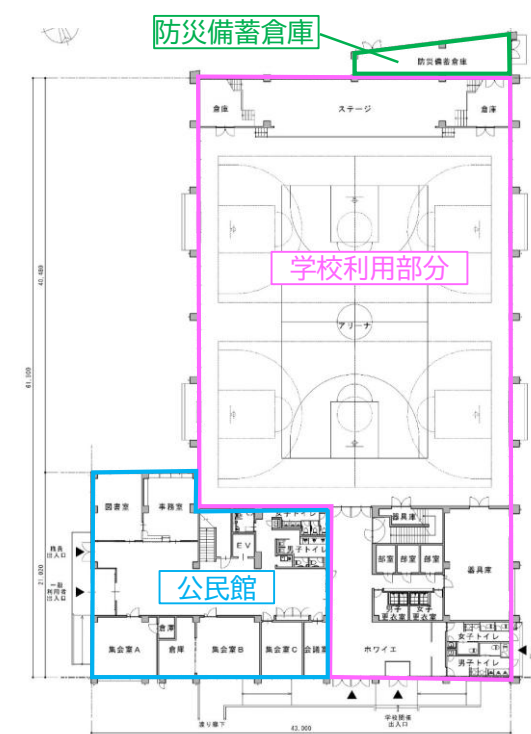
バスケットボールコート2面分の広さを確保したアリーナ



外観。左側の入り口が一般利用(公民館) 右手のエントランスが生徒利用



視聴覚室と会議室を兼ねた多目的室(上)
 移動式調理台を使用し、会議室としても調理室としても使用できる部屋(下)



平面図(1階)

出典: 秦野市ホームページ「西中学校多機能型体育館」
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/kosodate/mokuteki/8/5/6/4477.html>

● 国による考え方・留意点

「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）

第2章 新しい時代の学びの実現に向けて解決すべき学校施設の課題

(2)学校施設の機能面等における現状と課題

(空調設備、トイレの整備状況)

- 令和2年9月1日現在、公立小中学校の普通教室への空調設置率は92.8%まで進んでいる一方、特別教室への空調設置率は55.5%、体育館等への空調設置率は5.3%に留まっており、近年の厳しい気象条件に対応した教育環境の確保の観点から課題がある。
- また、既存体育館の多くは断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことも課題である。空調設備を設置する際には、校舎や体育館の断熱化や換気設備の検討も併せて行うことが必要である。

第3章 新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方

(1)新しい時代の学びを実現する学校施設の姿(ビジョン)

(「未来思考」の視点)

① 学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、「学校施設全体を学びの場」として捉え直す。廊下も、階段も、体育館も、校庭も、あらゆる空間が学びの場であり、教育の場、表現する場、心を育む場になる。

(2)新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)

②新しい生活様式を踏まえ、健やかな学習・生活空間を実現する

ii)健やかで衛生的な環境の整備

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、新しい生活様式も踏まえ、健やかに学習・生活できる衛生環境の整備を行うことが必要である。
- 熱中症対策や衛生環境改善の観点から、冷暖房設備等の整備を積極的に推進する必要がある。また、地域の避難所となることも踏まえ、体育館の空調設備の整備についても、断熱性能を確保した上で推進していくことが重要である。

ii 関係:多様な活動ができる空調設備のある体育館



小学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1) 活動内容に応じた適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (2) 利用人数等に応じ、出入口の位置、幅等を適切に計画することが重要である。
なお、履き替えを行う場合は、履き替え、靴箱の設置等のためのスペースの確保に留意して、出入口部分の面積、形状等を計画することが重要である。
- (3) 視聴覚教育メディア等の導入が可能な面積、形状等とすることが望ましい。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用状況等に応じ、適切な面積、形状等とすることが重要である。
- (5) 学校開放等における地域住民の利用も考慮し、面積、形状等を計画することが重要である。

2 屋内運動場

- (1) 多様な運動種目を想定し、面積、長短辺寸法、天井高等を計画することが重要である。また、照明、採光及び遮光については、利用形態に配慮して適切に計画することが重要である。
- (2) 器具室は、器具等の種類に応じ出し入れしやすいよう分類し保管することのできる面積、形状等とすることが重要である。
- (3) 観覧のための空間を、必要に応じ、計画することも有効である。
- (4) 屋内運動場上部に観覧席などを計画する場合は、行われる活動内容・活動形態、想定する観客数、観覧形態に応じ、十分安全な面積、形状等とするとともに、十分な高さや強度を持った腰壁や手すりの設置や窓からの転落防止等、安全性を確保することが重要である。
- (5) 儀式的行事、学芸的行事、各種集会、児童の学習・研究成果の発表等における利用も予定する場合は、ステージ、視聴覚教育メディア、照明機器、音響機器、吸音・反射板等の設置及び空間の形状に十分配慮して計画することが望ましい。
- (6) 避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫等を計画することも有効である。

中学校施設整備指針(令和4年6月改訂)

第4章 各室計画

第3 屋内運動施設

1 共通事項

- (1)から(3)、(5)は小学校施設整備指針と同文。
- (4) 便所、更衣室、シャワー室等の附属施設は、利用状況等に応じ、適切な面積、形状等とすることが重要である。なお、武道場を屋内運動場と別棟として計画する場合は、屋内運動場とは別に、武道場にも計画することが重要である。

2 屋内運動場

小学校施設整備指針と同文。